

令和6年度

住民税非課税世帯等生活支援給付金 定額減税調整給付金 について

■ 住民税非課税世帯等生活支援給付金

概 要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得者支援として、給付金を支給します。また、それらの世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯には、こども加算があります。

支給対象世帯

令和6年6月3日時点で津野町に住民登録があり、

- ・令和6年度より新たに世帯全員が「町県民税非課税」「町県民税均等割のみ課税」（定額減税適用前）となった世帯

* 支給対象外となる世帯

- ・令和5年度津野町住民税非課税世帯生活支援給付金の支給対象者
住民税非課税世帯の7万円・住民税均等割のみ課税世帯の10万円
※上記2つの支給対象者のうち、未申請・受給辞退した世帯も含む
- ・他市町村で実施する同様の令和5年度給付金の対象となった世帯、または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯
- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・租税条約による住民税の免除の届出により、住民税が課されていない者を含む世帯

給付額

- ・1世帯当たり…**10万円**
- ・こども加算…世帯内で扶養されている18歳以下（平成18年4月2日以降に生まれ）の児童1人あたり**5万円**

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

給付方法

口座振込

■ 定額減税調整給付金

概要

国の物価高騰対策として、令和6年分の所得税及び町県民税から納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、**所得税から3万円**、**町県民税所得割から1万円**の減税（**定額減税**）が実施されます。しかし、所得等の状況により定額減税しきれないと見込まれる方に対し定額減税しきれないと見込まれる部分を調整するための給付（調整給付）を実施します。

支給対象者

令和6年7月1日時点において定額減税の対象者で、定額減税の額が令和6年分所得税額または令和6年度町県民税所得割額を上回る（減税しきれない）と見込まれる方

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

※令和6年7月1日以降に住民税の異動があった方は令和7年の追加給付で給付します。

給付額

納税義務者本人および扶養親族数(注1)に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額また個人住民税所得割額を上回る場合に、上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付します。

[所得税分]

$$\begin{aligned} \text{定額減税可能額 } & 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{令和6年分推計所得税額(注2)} \\ & = \text{(ア)所得税分控除不足額} \\ & \quad \text{※(ア)がマイナスの場合は0} \end{aligned}$$

[個人住民税分]

$$\begin{aligned} \text{定額減税可能額 } & 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{令和6年度分個人住民税額} \\ & = \text{(イ)個人住民税分控除不足額} \\ & \quad \text{※(イ)がマイナスの場合は0} \end{aligned}$$

$$\text{調整給付額} = \text{(ア)} + \text{(イ)} \text{ (1万円単位で切り上げ)}$$

注1：扶養親族数は同一生計配偶者（納税義務者と生計を一とする専従者を除く配偶者で合計所得金額が48万円以下の者）及び16歳以上の控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の合計です。

注2：推計所得税額は令和5年中の所得等を基に、国から示された算出式を用いて令和6年分所得税を推計した額です。なお、令和6年分所得税が判明した際に、給付金に不足が生じた場合は、令和7年度に追加給付予定です。

給付方法

口座振込

各給付金受給の手続き

[津野町で口座のご登録がある方] (原則 手続き必要なし)

対象者に「支給のお知らせ」を送りますので、口座内容及び支給日等をご確認ください。口座等の変更をされたい場合は、お知らせ文書に記載している指定の期日までに、町民課 (☎55-2314) へご連絡ください。

[津野町で口座のご登録がない方] (申請必要)

対象者に「支給要件確認書(以下「確認書」という。)」を順次発送予定です。確認書が届きましたら、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

[津野町で課税状況が把握できていない方] (申請必要)

住民税非課税世帯等生活支援給付金については、未申告の方や令和6年1月2日以降に津野町に転入された方(1月1日時点で住所のある市町村で住民税が課税されています。)等については、案内文書と一緒に「申請書」を送付しています。住民税の課税決定通知書や課税証明書等で世帯の課税状況等をご確認いただき、対象となる場合は、申請書及びその他必要書類を添付の上、津野町役場へご提出ください。

確認書・申請書の提出期限 令和6年9月30日(月)

[お問い合わせ先]

津野町役場 町民課 ☎0889-55-2314

特殊詐欺や個人情報の詐取に 注意してください！

給付金を装った「特殊詐欺」や「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

津野町や内閣府などの職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話や郵便物があった場合は、警察署や警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。